

厚生労働省通知（平成 24 年 4 月 1 日適用）の改正ポイント

下記通知文に示されている主な改正内容の要点は下記のとおりです。

なお、同通知によって、従来の通知に示されている運営費の弾力運用が認められる要件や運営費等の使途範囲などの基本的な取扱いを変更するものではありません。

記

○ 通知文

- ① 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について

（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長 連名通知）

- ② 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について

（雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長 連名通知）

- ③ 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」の一部改正について

（雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、
老健局高齢者支援課長 連名通知）

- ④ 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の一部改正について

（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長 連名通知）

○ 各通知の主な改正点（要点）

	改正点	具体的な改正内容（改正文言）		該当通知番号
		新	旧	
1	社会福祉法人会計基準については、平成 12 年 2 月 17 日社援 310 号（「旧会計基準」という。）により行われていたが、平成 23 年 7 月 27 日連名局長通知により、新たに社会福祉法人会計基準（「新会計基準」という。）が制定された。新会計基準の社会福祉法人の適用は平成 24 年度予算からとされているが、完全施行は平成 27 年度予算からとなっており、移行期間（平成 24 年度～26 年度）が設けられた。このため、各通知文の文言を改正し新会計基準に合致させるとともに、法人が新会計基準適用までの移行期間中に旧会計基準を適用する場合の経過措置が盛り込まれた。	各サービス区分、各拠点区分、各事業区分	各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計	① ②
		経過的に旧会計基準を適用する場合の措置（追加）		① ② ③
		財務諸表	計算書類	② ③
		旧会計基準 新会計基準	会計基準	④

改正点	新	旧	通知番号
<p>2 障害者自立支援法について、経過措置が平成 24 年 3 月 31 日で終了したこと及び平成 24 年 4 月 1 日から改正され従来の施設種別の廃止やサービス名の変更が行われたことに伴い、各通知の文言の改正が行われた。</p>	<p>障害者支援施設等に係る指導監査について</p>	<p>障害福祉施設等に係る指導監査について</p>	<p>①</p>
	<p>(旧施設名称の廃止) ↓ (新体系サービスに集約)</p>	<p>身体障害者更生援護施設 知的障害者援護施設 精神障害者社会復帰施設</p>	<p>① ①</p>
	<p>(旧事業名称の廃止) ↓ (新体系サービスに集約)</p>	<p>身体障害者福祉工場 知的障害者福祉工場</p>	<p>②</p>
	<p>一般相談支援事業並びに特定相談支援事業</p>	<p>相談支援事業</p>	<p>①</p>
<p>3 児童福祉法について、障害児の施設種別が平成 24 年 4 月 1 日から改正されたことに伴い、各通知の文言の改正が行われた。 また、施設で行われる事業や在宅福祉事業を行うための事業について根拠となる通知名の改正が行われた。</p>	<p>障害児入所施設</p>	<p>知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設</p>	<p>① ②</p>
	<p>障害児通所支援事業 障害児相談支援事業</p>		<p>①</p>
	<p>「保育対策等促進事業の実施について」(平成 20 年 6 月 9 日雇児発第 0609001 号)</p>	<p>「保育対策等促進事業の実施について」(平成 12 年 3 月 29 日児発第 247 号)</p>	<p>① ②</p>
	<p>「平成 23 年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」</p>	<p>「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」</p>	<p>① ②</p>
		<p>「子育て短期支援事業の実施について」</p>	<p>① ②</p>
	<p>「放課後子どもプラン推進事業の実施について」</p>	<p>「放課後児童健全育成事業の実施について」</p>	<p>②</p>